

【最終通知】日本NCPによる手続不履行の正式記録および国際共有について

1件のメッセージ

木村俊介 <shukku9998@gmail.com> To: jpn-ncp@mofa.go.jp

2025年10月15日 17:00

日本NCP御中

貴職におかれましては、OECD多国籍企業行動指針の普及および実施にご尽力されていることに、まずもって敬意を表します。

私はその理念を信頼し、貴職を信じた上で、制度に則った正式な申立てを行いました。

2025年9月15日付で、私は貴職に対し、正式な「問題提起(Specific Instance)」を提出いたしました。 併せて、2025年10月15日(水)17:00 JSTを期限として、OECD手続ガイダンスに基づく受理可否および対応方針の通知を 求めておりました。

しかし、本日時点において、貴職からは受理・却下を問わず、いかなる正式判断も提示されておらず、これは明白な制度的不履行(non-performance)に該当いたします。

【適用条文および違反内容】

Procedural Guidance 第I.C.2項

- → 合理的な期間内に初期評価または受理可否を通知する義務
- → ※ 10月15日までに判断が示されず、義務違反が成立

Procedural Guidance 第II.C.3項

- → 却下する場合は具体的かつ合理的な理由を明示する義務
- → ※ 明言も理由提示もなく、「曖昧な保留状態」に留まっている

Procedural Guidance 第II.C.4項

- → 手続違反があった場合はOECD投資委員会に付託可能
- → ※ 本件は完全に該当

Council Recommendation 第16項(2021年)

- → 通報者に対する調査・救済制度の確保は国家義務
- → ※ 一切の調査・手続を講じていない

Council Recommendation 第20項(2021年)

- → 是正・救済手続を起動する努力義務
- → ※ 調停検討や対話の試みすら見られない

また、貴職が送付した「受理ではない旨の形式メール」は、OECDガイダンスが要求する**「手続的応答(procedural response)」**には該当いたしません。

これにより、以下の点が制度的に確認されます。

事実として:申立人が明示した期限(10月15日)までに「対応方針」が示されなかった

構造的に:貴職は制度上の役割(調停の入り口)を果たしていない 制度的に:OECD枠組みにおける「国家義務」の不履行が成立している

さらに、本件における対応の欠如は、以下の国際規範にも抵触しております。

UNCAC 第33条(通報者保護の国家義務)

UNGP 第29・31原則(予見可能で公平・信頼性のある手続へのアクセス義務)

これは単なる遅延ではなく、国家機関としての**「制度的拒否(systemic refusal)」**と受け止めざるを得ません。

【今後の対応方針】

この状況に鑑み、私は以下の対応を正式に実施いたします。

- 1. 本件を、日本NCPによる制度的不履行(non-performance)として正式に記録
- 2. OECD事務局および他国NCP(米国・欧州等)への情報共有(informational sharing)を通じた国際的検証の開始
- 3. 必要に応じ、ESG評価機関・投資家ネットワークに報告し、OECDガバナンス枠組みの信頼回復に資する是正行動を要請

これまでの形式的なご対応には一定の感謝を申し上げます。

しかしながら、本件はもはや国内管轄の範疇を超えており、今後は国際的な制度的枠組みによる監督と検証が必要不可避で あると判断いたします。

本件に関する記録は、OECD加盟国間の信頼性評価およびNCP間協調の参考情報として、正確かつ制度的に公開される予定です。

本通知は、OECD手続ガイダンスに基づく正式記録(official procedural record)として、必要に応じて他国NCPおよび OECD事務局に提出いたします。

敬具

木村 俊介

公益通報者

前田建設工業株式会社 元社員

(インフロニア・ホールディングス株式会社の100%子会社)

OECD手続上の正式申立人